

指定作業場設置・変更届出書記載例

自動車駐車場編

指定作業場届出手続きの流れ

事業者	計画	届出(2部)	工事着工	完成	操業
区役所		受付	審査 (30日以内)	受理	

20台以上の自動車駐車場設置の場合には

事前に届出が必要です

20台以上収容することのできる自動車駐車場は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、設置者等は区に届出をすることが定められています。無用なトラブルをなくし、誰もが気持ちよく暮らせる街をつくるため、皆様のご協力をお願いします。

指定作業場設置届

駐車場を新たに設置する場合に必要な届出です。すでに使用している駐車場でも届出は必要です。所定の用紙は区役所の環境推進課にあります。届出は無料です。

届出の対象	20台以上自動車をとめることができる駐車場 (駐車場の面積、構造、用途に関係なく届出が必要です。)
届出義務のある方	駐車場を設置する方等 (駐車場経営者、集合住宅等は施主などが該当します。)
届出の期限	設置工事の30日前まで
届出先	江戸川区環境課指導係(区役所北棟3階) 電話 03-5662-1995(直通)

届出書類は正副あわせて2部作成してください。窓口で書類審査し、受理書を交付します。なお副本は、現場調査や公害防止方法などを審査後にお返しします。

指定作業場変更届

届出済みの駐車場の施設や駐車台数などを変更する場合に必要な届出です。届出方法は設置届と同様です。

届出の期限は変更工事の30日前までです。

設置、変更の届出の際には以下のような添付書類もお願いします。

- ・壁や防音パネルのカタログ、仕様書(材質等のわかるもの)。
- ・機械式駐車場の場合、設置する機械式のカタログ、仕様書、騒音データなど。
- ・マンションや店舗等の建物に付随する場合は、建物の立面図(東西南北 四面)。

その他の必要な届出

下記に該当する場合にも届出が必要です。届出先は、環境推進課です。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限
氏名等変更届	駐車場の名称や届出者の住所、氏名が変更になった場合	変更後30日以内
承継届	届出者に、譲り受け、相続、合併などがあつた場合 (集合住宅で管理組合が譲り受けした場合など)	承継後30日以内
廃止届	駐車場を廃止した場合	廃止後30日以内

近隣とのトラブルを防止するために

近隣とのトラブルは、一度発生すると解決に長い時間を費やすことがあります。こうならないためにも次のことを留意してください。

(1) 騒音や排気ガスの対策として、塀などを設置しましょう。

防音パネル、重量ブロックなど遮音効果の高いものを設置し、高さは車高以上に
するなど心がけてください。

(2) 駐車場施設(車自体を含む)と敷地境界までの距離は最低でも50cm、できれば
1mくらいあけましょう。

(3) 粉じんを防止するため、場内をアスコンなどで舗装しましょう。

(4) アイドリング・ストップを周知できるよう、看板等を掲出しましょう。

(5) その他、次のようなことにも気を配りましょう。

- ・車の排気口を隣地と反対側に向けて駐車する。
- ・出入り口にミラーを設置するなど場内の安全を考慮する。
- ・照明などを設置する場合、目隠し板などを設置して光が周囲に当たらないようにする。
- ・植栽などにより美観を保つ工夫をする。

* 注意

立体駐車場や周囲に塀などを設置する場合には、日照、通風、景観などで問題になる
ことがあります。事前に隣接住民と十分協議を重ね、その結果を尊重してください。

問い合わせ先

江戸川区環境部環境課指導係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03-3652-1151 内線 2653

03-5662-1995 (直通)

第16号様式(第41条関係)その1

指定作業場 ~~設置~~ ~~変更~~ 届出書

年 月 日

江戸川区長 殿

住 所 〒132-8501

江戸川区中央 1-4-1

株式会社環境推進商事

氏 名 代表取締役 環境 一郎

電話番号 03-5662-1995

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の ~~第90条~~ 第89条 規定により関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

既 設 置 番 号 等	設置番号・年月日	第 - 号 年 月 日			
	変 更 事 由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法
指定作業場の名称	(株)環境推進商事 第一駐車場				
指定作業場の所在地	〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1				
指定作業場の種類	自動車駐車場			病院にあっては病床数	床
地 域 等	用 途 地 域		水 域		
	準工業(特別工業地区)		公共下水道		
自動車の出入り口が接する道路の幅員	10 m	50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置		別紙(3)のとおり	
作 業 時 間	0時00分 から 24時00分まで(24 時間)				
工 事 着 手 予 定	年 月 日	工事完成予定	年 月 日		
従 業 員 数 (常用雇用者数)	0人 (人)	廃止予定	年 月 日		
連 絡 先	所属 (株)環境推進商事 総務課				
	氏名 環境 太郎		電話番号 03-5662-1995		
	ファクシ番号 03-5678-6741		電子メールアドレス		
受付欄					

駐車場が出入できる時間帯を記入して下さい。

申請者の連絡先を記入して下さい。

- 備考
- 1 の欄には記入しないこと。
 - 2 印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 - 3 「指定作業場の種類」欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
 - 4 「用途地域」欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 - 5 「診療所」は、患者を入院させるための施設を有するものに限る。

その2

作業場を消して駐車場としてください。

敷地・建物の状況	建物・施設の配置		別紙(4 , 5)のとおり			
	敷地面積 (m ²)		1,680 m ²			
	駐車場 作業場の棟別構造・面積	棟の名称	立体自動車駐車場			
		用途	自動車駐車場			
		階数	2			
		構造	鉄骨			
建築面積 (m ²)		660.1 m ²				
作業場面積 駐車場 (m ²)		2340.1 m ²				
主たる施設の能力等	種類					
	公称能力					
	動力 (kW)					
	台数					
	別紙番号					
	構造・使用の方法	別紙()のとおり				
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質		なし				
作業の方法		一般月極め用駐車場として使用する。 (自走式、一部2階建て)				
公害防止の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に接した北側と西側には防音パネル(社製、カタログ添付)による高さ3.5 mの塀を設置する。 ・場内はアスコン舗装をする。 ・アイドリング、空ぶかし等によりむやみに騒音を発生させないように注意を喚起する看板を設置する。 				

- 備考
- 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。
 - 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

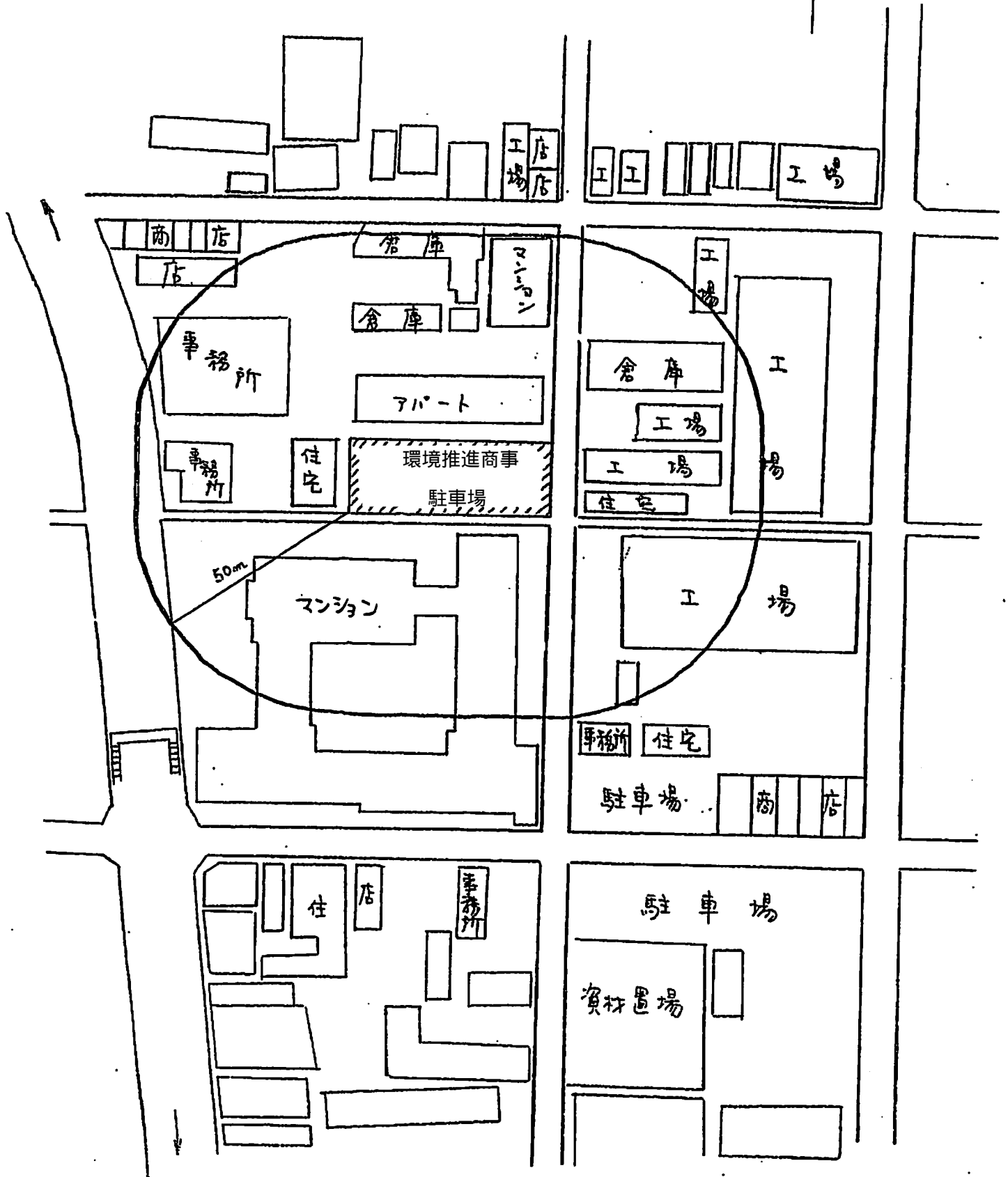
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自 動 車 駐 車 場</div>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自 動 車 タ ー ミ ナ ル</div>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ガソリンスタンド、液化石油スタンド、天然ガススタンド</div>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自 動 車 洗 車 場</div>									
収容台数・停車台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総数	75台	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">大型車</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">中型車</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小型車</td> <td style="text-align: center; color: blue;">75台</td> </tr> </table>	大型車		中型車		小型車	75台
大型車									
中型車									
小型車	75台								
一日の出入台数	150台								
貨物の種類									
洗浄機の形式									
貯蔵タンクの基数			原動機の定格出力 貯蔵能力(単位) (k・t・m ³)						
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等(単位)	炭化水素系物質の排出防止設備 設備の有無 設備の種類							
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
	(k・t・m ³)	有・無	1 ペーパーリターン 2 その他()						
敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図									
別紙 4 , 5 のとおり									

別紙の分類を参考にしてください

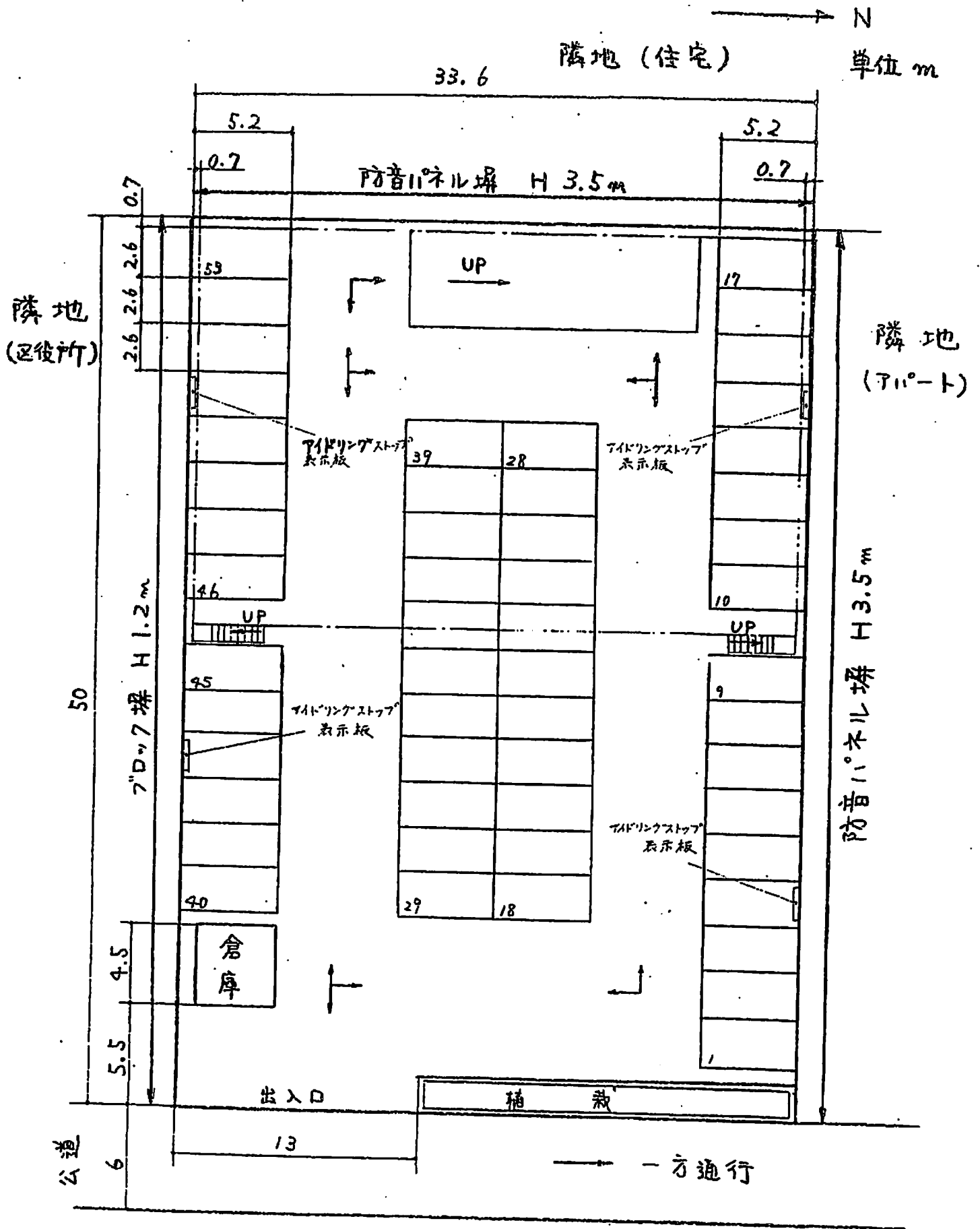
一日一回、車両の出入がある。と考えてよい。

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記載すること。
 2 この様式各欄に記入しれないときには、図面、表等を利用すること。
 3 貯蔵物質が液化石油スタンドの場合、「タンクの内容積等」欄には重量で記入すること

所在地 江戸川区中央1-4-1

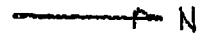


案内図 近隣状況図

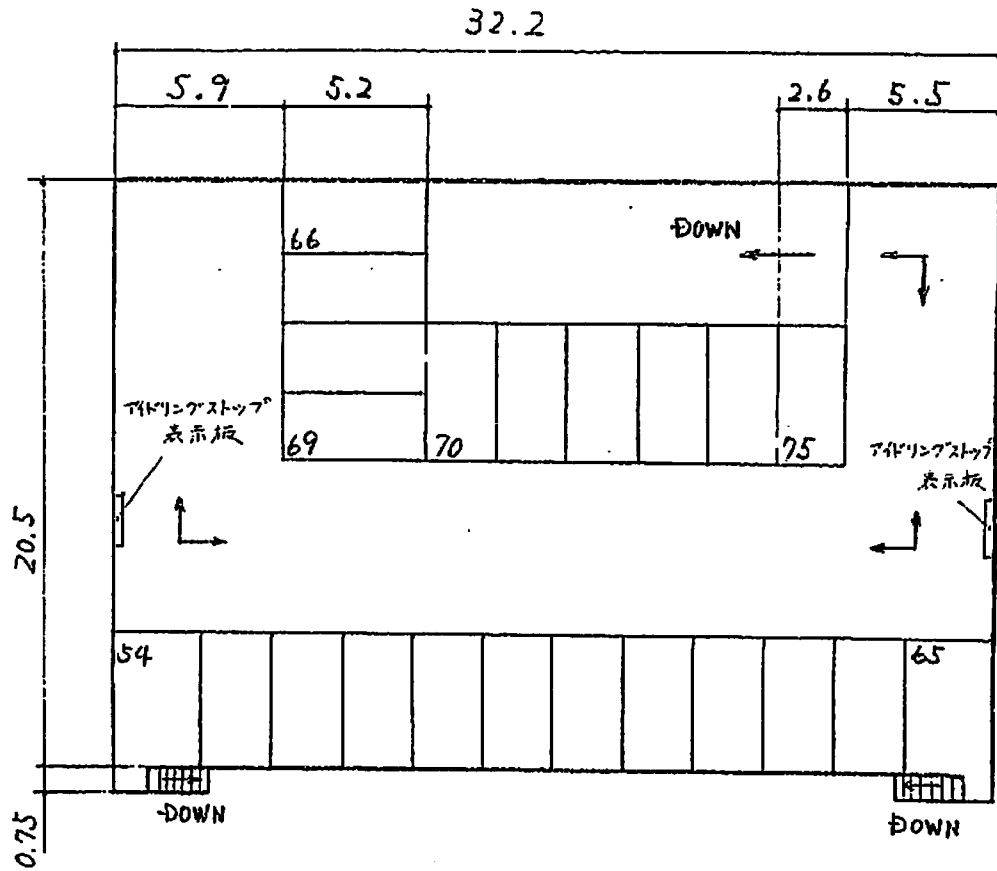


一階平面図

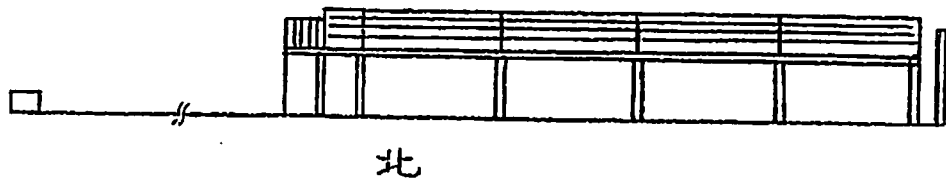
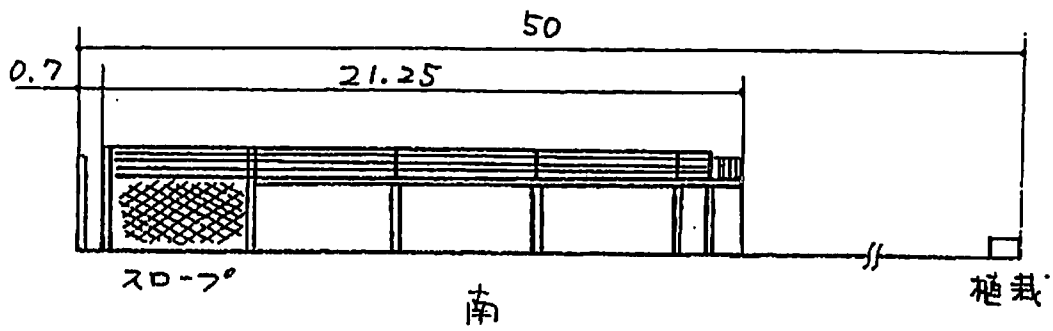
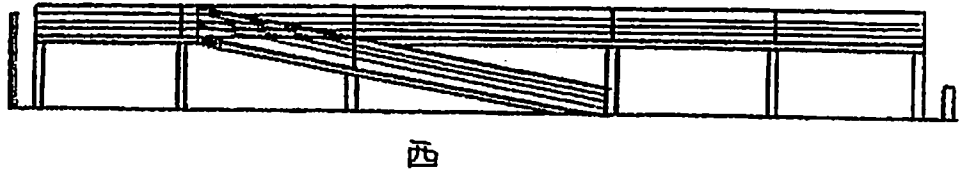
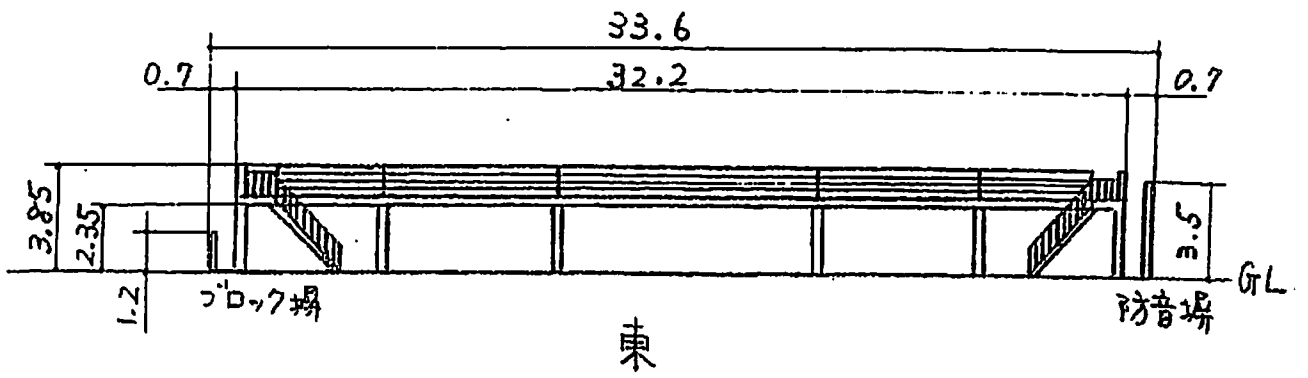
二階駐車場
部分



単位 m



二階平面図



立面図

*アイドリング・ストップの看板の作成例

看板等の掲示位置

- 利用者に認識されやすい場所（例：入口付近、壁、場内の柱など）

掲示枚数

- 収容台数を考慮して1枚～数枚程度
（例：20台あたりに1枚）

字の大きさ・色

- 利用者から認識される程度（看板の場合：1文字 5cm×5cm 程度）
- 目立つ色にて掲示すること（例：白地に黒文字、黄色地に黒文字など）

掲示内容

- 掲示する内容には、次の二つの事項を入れてください。
 - ① 条例で義務付けられていること
 - ② アイドリング・ストップの実行
- ※ 掲示場所の都合等で大きさが制約される場合は、①、②を分割して掲示しても結構です。

記載例

東京都の条例で、
駐停車中のアイドリングは
禁止されています

駐停車中エンジンを止めてください

東京都の条例で、
駐停車中のエンジン停止が義務づけられています
場内ではアイドリング・ストップを実行してください

その他

- ① 看板等の方法で周知することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。
（例：入場時に「駐車場内では、アイドリング・ストップを実行してください」と自動的に放送する。）
- ② 恒常的な掲示が必要なため、必要な保守等を行ってください。

指定作業場設置届出書第16号様式別紙2(自動車駐車場等)における自動車の区分

区分	車両区分の内訳	主なイメージ	ナンバープレート		
			類別番号	サイズ(mm)	例示
大型車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量8t超又は最大積載量5t超の普通自動車 ・乗車定員30人以上の普通自動車 ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型トラック ・大型バス 	1ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	220×440 (大判)	普通自動車 新宿 100 と 12-34
	<ul style="list-style-type: none"> ・大型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラー ・自走式クレーン車 	0ナンバー 9ナンバー	165×330 (中判) 【大型特殊】	大型特殊自動車 新宿 000 さ 88-99 88
中型車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量8t以下であり、最大積載量2t以上5t以下の普通自動車※2 ・乗車定員11人以上30人未満の普通自動車(乗用車を除く) ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・中型トラック ・マイクロバス 	1ナンバー、4ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判)	普通自動車 新宿 100 ち 56-78
小型車	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車(普通・小型・軽・原付四輪) ・大型車区分、中型車区分に該当しない貨物自動車※2(普通・小型・軽) ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・軽自動車 ・小型のトラック 	1ナンバー、4ナンバー 6ナンバー 3ナンバー、5ナンバー 7ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判) 【普通・小・軽】	新宿 300 ち 56-78 普通自動車 新宿 580 と 34-12 軽自動車 原付四輪(ミニカー) 41-12 24-35 旧規格軽(～380cc) 新宿と 56-78
	<ul style="list-style-type: none"> ・小型二輪車 ・軽二輪車 ・第二種原動機付自転車 	二輪車(バイク)	—	125×230 (小判) 【小型二輪・軽二輪】	小型二輪 新宿と 34-12 軽二輪 1新宿と 56-78 原付二種 89-89 と 10-10
	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種原動機付自転車 	原動機付自転車	—	—	原付一種 12-12 34-34
	<ul style="list-style-type: none"> ・小型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕運機 ・フォークリフト 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・長方形又は台形(自治体により異なる) 	小型特殊自動車 36-36 78-78

※1 原動機出力 150kWによる区分方法では、外観及び車検証により判断できない。 ※2 最大積載量の区分については、車両荷台に表示された最大積載量で確認が可能

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（抜粋）**（事業者の責務）**

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（駐車場の設置者等の周知義務）

第54条 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により周知しなければならない。

（規制基準の遵守等）

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。）をさせてはならない。

（へい等の設置）

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

（指定作業場の設置の届出）

第89条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 指定作業場の種類及び作業の方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第90条 既に設置している指定作業場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない

(計画変更命令)

- 第91条 知事は、前二条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定作業場が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から30日(次条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮したときは当該短縮期間)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置、作業の方法若しくは燃料の質に関する計画の変更又は当該指定作業場の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。
- 一 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が第68条第一項に規定する規制基準を超えるとき。
 - 二 使用する燃料が第69条第一項に規定する基準に適合しないとき。
 - 三 第70条に規定する集じん装置を設置しないとき。
 - 四 第71条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置するとき。
 - 五 有害ガス取扱施設の構造が第72条に規定する基準に違反するとき。
 - 六 第73条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置しないとき。
 - 七 第74条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置しないとき。
 - 八 有害物質取扱施設の構造が第75条に規定する基準に違反するとき。
 - 九 地下水の揚水施設の構造等が第76条第一項に規定する基準に違反するとき。
 - 十 第77条に規定するへいその他の必要な設備を設けないとき。
 - 十一 自動車の出入口が第79条の規定に違反するとき。

(実施の制限)

- 第92条 第89条又は第90条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る指定作業場を設置し、又は当該届出に係る事項を変更してはならない。
- 2 知事は、第89条又は第90条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用規定)

- 第93条 第87条の規定は、第89条の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第87条中「当該認可に係る同条第2項第一号若しくは第二号に掲げる事項」とあるのは「当該届出に係る第89条第一号若しくは第二号に掲げる事項」と、「当該認可に係る工場」とあるのは「当該届出に係る指定作業場」と読み替えるものとする。
- 2 第88条の規定は、第89条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者につて準用する。

記載例

~~工~~場
指定作業場 承継届出書

年 月 日

江戸川区長 殿

住 所 江戸川区中央 1 - 4 - 1
えどがわマンション管理組合
氏 名 理事長 船堀 一郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

~~工~~場の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安全を指定作業場

確保する環境に関する条例 ~~第 88 条第 3 項~~ により、次のとおり届け出ます。
第 93 条第 2 項において準用する第 88 条第 3 項の規定

認可番号・年月日	第 号	年 月 日
工 場の名称 指定作業場	えどがわマンション駐車場	
工 場の所在地 指定作業場	江戸川区中央 1 - 4 - 1	
承 継 年 月 日	年 月 日	
被承継人	氏名又は名称	グリーンパレス工業株式会社 代表取締役 下鎌田 次郎
	住 所	江戸川区松島 1 - 3 8 - 1
承 継 の 原 因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割 (管理組合への譲渡)	
受付欄		

- 備考 1 印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「承継の原因」欄は、該当するものを で囲むこと。